

令和6年度第1回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会（概要）

【日時】令和6年7月22日（月）午後1時から午後3時まで

【会場】会場参加（鳥取県立図書館大研修室）とオンライン参加（Zoom）によるハイブリッド開催

【出席者】委員15名（会場参加9名、オンライン6名）、オブザーバー1名、事務局12名（別添名簿のとおり）

【概要】

1 報告事項

（1）読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について

県立図書館、県障がい福祉課、鳥取県ライトハウス点字図書館が資料4-1から資料6に沿って説明した。

（2）読書バリアフリー推進に係る令和6年度の取組計画について

県立図書館、県障がい福祉課、鳥取県ライトハウス点字図書館が資料7-1から資料9に沿って説明した。

（3）質疑

（委員）高齢者へ向けた普及啓発やサービス提供の役割分担について、どう考えているか。

（県立図書館）ライトハウスと連携しながら、出前図書館の実施等普及啓発に取り組んでいきたい。

（委員）サピエの利用促進について。公立図書館の職員がもっとサービスについて把握し、周知してほしい。

（県立図書館）職員向けの研修や訪問相談の機会を捉えて、広報を継続する。

2 協議事項

（1）鳥取県読書バリアフリー計画の中間評価について（資料10-1）

・ 県立図書館から、資料10-1のより中間評価の実施方針案と今後の予定について説明した。委員からの意見等はなく、方針について了承された。

（方針）計画に定めた指標や事業の実施状況（定量評価）と、数値に現れない部分を拾うため各方面から伺った意見（定性評価）を勘案して、中間評価をとりまとめる。

・ 資料10-2により、県立図書館、県障がい福祉課、鳥取県ライトハウス点字図書館がそれぞれの担当事業の令和3～5年度の実績とその自己評価（A～Dの4段階）について、C評価以下となったものを中心説明した。

【評価基準】

A:既に達成、B:順調（計画通り進んでいる）、C:やや遅れている（計画通り進んでいるが多少の見直しが必要）、D:遅れている

【評価の概要】

「Ⅲ 施策の方向性」に記載された22項目について事業担当部署ごとに評価。

（評価の内訳）A:0件、B:29件、C:6件、D:0件

※複数の部署が担当している項目があるため、項目より評価の件数が多い。

【C評価以下となったものの説明要旨】

項目1 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

（2）円滑な利用のための支援の充実

・ ライトハウス点字図書館及び県立図書館と市町村立図書館及び学校図書館の連携を図り、視覚障がい等のある児童生徒を支援するための取組を進める。また、各学校に対し、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。大学等へは、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作

権法施行令(昭和45年政令第335号)において視覚障がい者等のための複製が認められる者として位置付けられることについて大学等に周知するとともに、大学等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。

(C評価となった理由等)

大学とも資料搬送等のネットワークは構築しているが、視覚障がい者等のための複製が認められることについての周知や、関係部局との情報共有が進んでいない。(県立図書館)

項目3 特定書籍・特定電子書籍の製作支援(第11条)

- ・ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館等が連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウ等に関する情報を共有し、製作の効率化を図る。

(C評価となった理由等)

製作のノウハウ等に関する十分な情報収集・共有ができていない。(県立図書館)

項目3 特定書籍・特定電子書籍の製作支援(第11条)

- ・ライトハウス点字図書館及び県立図書館は、郷土出版物を刊行する出版者と、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に関して質の向上を図るために取組に資する情報交換を行う。

(C評価となった理由等)

郷土出版物を刊行する出版社と情報交換を令和3年度に2回程実施したが、その後、実施できていない。(ライトハウス)

項目5 製作人材、図書館サービス人材の育成等(第17条関係)

(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作等の人材の養成

- ・ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館等及びそこで活動するボランティア団体等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施し、質の向上を推進する。
- ・ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館、行政等が連携して、点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の養成、活動支援等に取り組む。
- ・新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制の確保にも努める。

(C評価となった理由等)

アクセシブルな書籍等の製作に関する取組の共有や勉強を進めてはいるが、ニーズ把握の機会や県内の関係者が幅広く学ぶ等の機会を設ける等の取組はまだ実施できていない。(県立図書館)

- ・資料10-3により、県立図書館から「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画指標」の令和5年度末時点達成状況とA~Dの4段階評価について説明し、C評価以下となったものについて県立図書館、県障がい福祉課、鳥取県ライトハウス点字図書館がそれぞれ説明した。
- ・資料10-3に訂正が2点ったため、訂正版を会場で配布した。

(訂正箇所)

- ・評価基準「A」:(誤)100%→(正)100%以上

- ・県立図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の貸出数:(誤)81→(正)15

【評価基準】

A:既に達成(100%~)、B:順調(80~99%)、C:やや遅れている(50~79%)、D:遅れている(0~49%)

【評価の概要】

「Ⅲ 施策の方向性」に記載された 22 項目について事業担当部署ごとに評価。

(評価の内訳) A:0件、B:4件、C:5件、D:3件

【C評価以下となったものの説明要旨】

項目 アクセシブルな書籍等の年間貸出冊数

(C 評価となった理由等)

- ・コロナ前の実績をもとに設定された高い数値であり、コロナの5類移行後も伸び悩んでいる。電子書籍のアクセス数も含めるとB評価となるが、今後一層の周知啓発を行いたい。(県立図書館)
- ・郵送で音声ディイジーなどのバリアフリー図書を送る貸出数は、全国的に減少傾向。サピエ図書館から直接ダウンロードして利用される方が増えたのではないか。(ライトハウス)

項目 サピエ会員(個人会員)の登録者数

(C 評価となった理由等)

サピエの個人会員になるためには、サピエ施設会員となっている図書館等での利用登録が必要だが、まだサピエに未加入の館や加入館でもサピエについての理解が十分でない館もある。(県立図書館)

項目 ライトハウス点字図書館、県立図書館及び特別支援学校の国会図書館障がい者等用データの送信承認の登録率

(C 評価となった理由等)

令和5年度末の達成状況は70%だが、今年度に入って増えており、現在は80%。(県立図書館)

項目 県内のアクセシブルな書籍等のサピエ図書館への年間アップロード数

(D評価となった理由等)

全国的な課題である音訳ボランティアの減少や、製作に時間のかかるものが多かったためではないか。(ライトハウス)

項目 アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の貸出数

(D評価となった理由等)

- ・機器の貸出実績にSDカードのみの貸出数を含めていたことが分かり修正したことによる減少が大きいが、市町村等での再生機器の整備が進んだことや専用端末が不要なソフトが整ってきたことも減少の一因ではないか。今後、この数値を指標とすることが適切かどうかも含めて検討していくたい。(県立図書館)
- ・機器の紹介を様々な場所で行い、ある程度の利用希望に応えることができた結果ではないか。紹介後購入を決められて返却をいただくことも多くなっている。(ライトハウス)

項目 点訳・音訳奉仕員(ボランティア)の数

(C 評価となった理由等)

令和5年度は新規ボランティア講習会を行わなかった。養成研修会を継続的に行い、ボランティアを増やしていきたい。(ライトハウス)

(2)「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を進めていった中で各方面からいただいたご意見

- ・資料 10-4 により、読書バリアフリー関連のイベント参加者や学校現場からいただいた声を紹介。

(3)質疑・意見交換

- (委員)一般の方へ向けたサピエ広報の具体的な方法について。ラジオやSNS等を活用した広報を行ってはどうか。

(県立図書館)ラジオでの広報や SNS の活用を引き続き行っていきたい。

(委員) 県内音訳団体の情報交換会があってもよいのではないか。

(ライトハウス) 実施について今後検討したい。

(委員) 今回から会議に参加し、読書バリアフリーのことを初めて知った。今後は、自分の所属する組織も県内各市町村図書館と連携を取りながら読書バリアフリーを前に進めたい。

(委員) 今年10月に、自分の所属する団体の中四国ブロック大会が鳥取市で開催される。会場で読書バリアフリーの取組について広報してはどうか。

3 その他

事務局から、11月29日に第2回読書バリアフリー推進に係る関係者協議会を開催予定であることを確認した。